


 医療法人 社団 桑崎会 グループホーム エルーセラ
 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 利用料金説明書(2024年6月1日版)

月額利用予定額(1ヶ月を31日として算定)

(単位:円)

地域区分 その他	介護保険適用自己負担額	家賃 (全部屋個室)	食費 (1日1,350円)	水道光熱費 (1日500円)	日用品費・共益費 (1日800円)	合計
要支援2	(1割負担) 28,677 (2割負担) 56,914 (3割負担) 85,371	42,000	41,850	15,500	24,800	(1割負担)152,827 (2割負担)181,064 (3割負担)209,521
要介護1	(1割負担) 29,964 (2割負担) 59,929 (3割負担) 89,893	42,000	41,850	15,500	24,800	(1割負担)154,114 (2割負担)184,079 (3割負担)214,043
要介護2	(1割負担) 31,251 (2割負担) 62,502 (3割負担) 93,753	42,000	41,850	15,500	24,800	(1割負担)155,401 (2割負担)186,652 (3割負担)217,903
要介護3	(1割負担) 32,133 (2割負担) 64,267 (3割負担) 96,400	42,000	41,850	15,500	24,800	(1割負担)156,283 (2割負担)188,417 (3割負担)220,550
要介護4	(1割負担) 32,722 (2割負担) 65,443 (3割負担) 98,165	42,000	41,850	15,500	24,800	(1割負担)156,872 (2割負担)189,593 (3割負担)222,315
要介護5	(1割負担) 33,347 (2割負担) 66,694 (3割負担)100,040	42,000	41,850	15,500	24,800	(1割負担)157,497 (2割負担)190,844 (3割負担)224,190

1. 佐野市では、1単位＝10円です。
2. 介護保険適用自己負担額は、所得等に応じて1割負担～3割負担になります。
3. 介護保険適用自己負担額(31日分)は、下記①～③によって算出されたものです。
 - ①. 介護報酬総単位数(31日分)の、18.6%《介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)》を上乗せしたものの(1単位未満の端数は四捨五入)。
 - ②. ①×1単位の単価(10円)で得た数字に対し、1円未満の端数を切り捨てたもの。
 - ③. 1割負担は、②×0.1の31日分。
2割負担は、②×0.2の31日分。
3割負担は、②×0.3の31日分。
4. 3-①にある介護報酬総単位数(31日分)には、
 - ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)×31日分
 - ・医療連携加算(Ⅰ)ハ 37単位×31日分
 - ・認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位×31日分
 - ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位×31日分
 - ・栄養管理体制加算 30単位×1回分が含まれます。
5. 上記以外に、入居日から30日以内の期間については、初期加算として下記単位数を介護報酬総単位数(31日分)に対し加算します。
30単位×30日分
6. 上記以外に若年性認知症の利用者は、若年性認知症利用者受入加算として下記単位数を介護報酬総単位数(31日分)に対し加算します。
120単位×31日分
7. 上記以外に介護老人保健施設 佐野ナーシングクワサキの医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかが当施設を訪問し、当施設の計画作成担当者と、身体の状態等の評価を共同して行いながら、生活機能向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し実施した場合、入居月以降の3月(3回)については、生活機能向上連携加算(Ⅱ)として下記単位数を介護報酬総単位数(31日分)に対し加算します。
200単位×1回分
8. 上記以外に、医療機関へ退居する利用者等について、退居後の医療機関に対して利用者等を紹介する際、利用者等の同意を得て、利用者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、退居時情報提供加算として下記単位数を介護報酬総単位数(31日分)に対し加算します。
250単位×1回分
9. 上記以外に、利用期間が1月を超える利用者が居宅に退居し、その居宅に於いて利用するサービスの相談援助を行い、且つ、利用者同意を得て、退居の日から2週間以内に退居後の居宅地を管轄する市町村及び居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに対して、介護状況を示す文書を添えて利用者に係る居宅サービス又は地域密着サービスに必要な情報を提供した場合に、退居時相談援助加算として下記単位数を介護報酬総単位数(31日分)に対し加算します。
400単位×1回分
10. 日用品費、共益費には、石鹸、シャンプーの他、日常使用する消耗品、リネンリース料、車両費、浄化槽管理費、各種保守料等が含まれます。
11. その他、オムツ、紙パンツ、尿取りパッド等が必要な方、その他物品等で当事業所が用意する物を個人的に購入又は使用する時、施設外レクリエーションに対する費用(交通費、入場料)等は実費となります。
12. 食費、水道光熱費、日用品費、共益費は税込です。
13. 家賃は、月途中の入退居については日割り計算となります。